

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|     | 事業名                             | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他 | 補助額(上限)   | 主な要件  | 空き家バンク |
|-----|---------------------------------|----|----|----|-----|---|---|--------|
| 岐阜市 | 中心市街地新築住宅取得助成事業                 | ○  |    |    |     | 住宅取得資金の融資(借入金額)の10%(上限額は、市内転居の場合は40万円。世帯に市外からの転入者が含まれる場合は60万円。子育て世帯である場合は、当該金額に20万円を加算。)  | ・2人以上の世帯<br>・まちなか(中心市街地)居住<br>・住宅取得資金の融資(借入金額が100万円以上、かつ返済期間が10年以上)を受けていること   |        |
|     | 空き家改修費補助事業                      |    |    | ○  |     | 補助対象経費(対象となる空き家の改修に係る費用等)の1/2(上限60万円)   | ・2人以上の世帯であって、市外からの定住者、子育て世帯、新婚世帯のいずれかに該当するもの<br>・購入した空き家(3親等以内の親族から購入したものを除く。)であること   |        |
| 大垣市 | 子育て世代等住宅取得支援事業                  | ○  |    |    |     | 利子支払相当額(上限10万円)<br>・当初3年間   | ・市内居住<br>・中学生以下の子育て世帯<br>または配偶者があり、いずれか一方が40歳未満の世帯<br>・転入者及び転居者   | ○      |
|     | 子育て世代近居支援事業                     |    |    |    | ○   | 引越費用の3/5(上限6万円)   | ・親が市内に住む中学生以下の子育て世帯<br>・市外から転入  |        |
|     | 三世代同居促進事業                       |    |    |    | ○   | 引越費用の4/5(上限8万円)   | ・子と孫が市外から転入   |        |
|     | 子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業           | ○  |    |    |     | リフォーム費用の1/3(上限30万円)   | ・市内に居住用の中古の住宅または分譲マンションを取得<br>・中学生以下の子育て世帯<br>または配偶者があり、いずれか一方が40歳未満の世帯<br>・転入者及び転居者  |        |
| 高山市 | まちなか定住促進事業                      | ○  | ○  |    |     | 中心市街地区域内での住宅の新築・取得・改修<br>①市外から中心市街地区域内への移住者<br>対象経費の1/2(上限150万円)<br>②市内から中心市街地区域内への移住者<br>対象経費の1/2(上限100万円)<br>③中心市街地区域内の住居に既居住があり、同居する場合<br>対象経費300万円以上で30万円 | ・まちなか(中心市街地)に居住<br>(※申請窓口: 榑まちづくり飛驒高山)  | ○      |
|     | 飛驒高山ふるさと暮らし・移住促進事業              |    |    | ○  | ○   | 取得・改修: 対象経費の1/2(上限100万円)<br>賃貸: 家賃の1/3(上限月額1.5万円)※最大3年間   | ・飛驒地域以外からの転入者<br>・一戸建ての空き家が対象   |        |
|     | 若者定住促進事業<br>(UIJターン就職者向け家賃補助制度) |    |    |    | ○   | 家賃の1/3(上限月額1.5万円)※最大3年間   | ・市外からの転入者で就職・就業した者<br>・35才未満  |        |
|     | 子育て住環境整備<br>(多世代同居促進事業補助金)      | ○  | ○  |    |     | 住宅の新築・取得・改修に要する費用の1/2(上限100万円。近居は50万円)  | ・令和3年3月末までに市内で新たに多世代同居または近居しようとする子育て世帯<br>・世帯員のいずれかが、申請日の1年以上前から市内に住民登録があること<br>・世帯員全員が、申請日から引き続き3年以上同居等を継続する見込みであること<br>・平成31年4月1日以降に契約し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに完成する工事が対象。なお、申請は契約前の手続きが必要であるが、平成31年4月1日から令和2年6月30日までに契約された場合に限り、契約後の申請も対象。 |        |
|     | 結婚支援事業<br>(高山市結婚新生活支援補助金)       | ○  | ○  | ○  | ○   | 限度額30万円(結婚を機に新たに購入又は賃借にかかる住居費及び引越費用の一部を助成)  | ・令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻し、夫婦の所得を合計した金額が340万円未満であること<br>・対象住宅が市内にあり、補助金申請時に夫婦の一方又は双方がその住宅の住所で住民登録している世帯   |        |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|      | 事業名                     | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他 | 補助額(上限)  | 主な要件  | 空き家バンク  |
|------|-------------------------|----|----|----|-----|--|---|---|
| 多治見市 | 多治見市空き家再生補助事業           |    | ○  |    |     | 市街化区域内の空き家の取壊し(建直しが条件)、又はリフォーム費用の一部を補助。(補助上限額 子育て世帯75万円+(25万円×子の人数)、新婚世帯、地域活性化に寄与すると認められた者 75万円、整備した多治見市立地適正化計画において居住誘導区域内に所在する場合、各上限額に10万円を加算)<br>①空き家を「建直しのために取壊した」場合…取壊し費用の全額を補助<br>②空き家を「リフォームした」場合…リフォーム費用の2分の1を補助                      | 【対象物件】<br>・市街化区域内の空き家であること<br>・多治見市空き家・空き地バンクに登録されていること<br>・予約申込日または物件の取得日のいずれか早い日において、空き家であること、かつ、築10年以上が経過していること<br>・空き家リフォーム事業の場合においては、昭和56年6月1日以降に建築されたもの、又は、補助金の交付申請の日において新耐震基準をみたしていること<br>【対象者】<br>①予約申込日において1年以上市外に居住している、又は、予約申込日において市内に居住して1年以内かつ転入前に1年以上市外に居住していた子育て世帯(補助申込日において中学校卒業前のお子さんがある世帯)<br>②補助申込日から遡って2年以内に婚姻、又は補助金交付申請までに婚姻する新婚世帯<br>③予約申込日において1年以上市外に居住している、又は、予約申込日において市内に居住して2年以内かつ転入前に1年以上市外に居住していた者で、地域振興、文化振興又は産業振興の各分野において地域活性化に寄与すると市長が認めた者 | ○   |
|      | 多治見市農地及び空き家再生等補助事業      |    | ○  |    |     | 住居補助<br>市街化調整区域内の空き家の取壊し(建直しが条件)、又はリフォーム費用の一部を補助。(補助上限額 対象事業経費の1/2または全額、上限→75万円+子ども1人につき25万円)<br>①空き家を「建直しのために取壊した」場合…取壊し費用の全額を補助<br>②空き家を「リフォームした」場合…リフォーム費用の2分の1を補助<br>③農地補助<br>耕作可能な状態に再生させる費用及び対象農地を再生させることを目的とした農業機器類を購入する費用の1/2、上限75万円 | 対象物件<br>・市街化調整区域内の空き家(多治見市空き家・空き地バンクに登録されている物件)<br>・市街化調整区域内の農地<br>対象者<br>・子育て世代<br>・新婚世帯<br>・帰農世帯  |   |
|      | 多治見市中心市街地店舗併用住宅分離改装費補助金 |    | ○  |    |     |  | ・100万円又は事業費の2/3のいずれか少ない方を上限とする。   | ・第三者に店舗を貸し出す予定があるもの。<br>・店舗と住居の入り口の分離、トイレや水回りの増設等が対象。 |
| 関市   | SEKI ラ・ラ・ライフ応援金         | ○  | ○  |    |     | ①新築・建売住宅取得30万円(初回20万円、2年後10万円)<br>②中古住宅取得20万円<br>③過疎地域で取得した場合は20万円加算<br>④居住誘導区域内に中古住宅を取得し、その住宅を回収した場合、改修費の1/2(上限30万円)<br>⑤市内業者で施工した新築・建売住宅を取得すると、関市特産品の購入券3万円を支給。  | ・市外からの転入者<br>・18歳未満の者を扶養する世帯<br>・新築・建売・中古住宅を取得  |   |
|      | 3世代同居世帯奨励金              | ○  | ○  |    |     | ・親または子の転入により3世代同居になった場合5万円<br>・リフォーム工事費の2分の1以内(上限20万円)   | ・転入により3世代同居になった方<br>・3年以上3世代同居などを継続する見込みである方<br>・3世代同居などとなった前1年以内に市に住民登録がない方  | ○   |
|      | 農林業就業者住宅貸付(11戸)         |    |    | ○  |     | 月額1.5～2万円  | ・農林業等への就業者  |   |
|      | 空き家情報バンクリフォーム補助金        |    | ○  |    |     | 改修費の1/2(上限20万円)  | ・空き家バンク登録物件を改修する場合<br>・新規入居者は市外からの転入者   |   |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|                   | 事業名                            | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他 | 補助額(上限)  | 主な要件   | 空き家バンク |
|-------------------|--------------------------------|----|----|----|-----|--|--|--------|
| 中津川市              | 中津川市ふるさとお帰りの支援事業               | ○  | ○  |    |     | 30万円<br>※新築・増改築は市内に本店を置く事業者さんとの契約によるものは 10万円加算<br>※中古住宅の購入については 10万円加算 | ・中津川市へ転入される50歳以下の方で市内で家を建築・購入またはご実家などを増改築される方<br>・建築・購入または増改築にかかる費用が80万円以上                                 | ○      |
|                   | 中津川市若者新婚世帯生活支援事業(新婚さんいらっしやい事業) |    |    | ○  | ○   | 上限 月額1万円(令和3年3月まで)<br>※世帯所得の合計が340万円未満の世帯には引越費用を3万円                    | ・婚姻後、6か月未満の夫婦で、夫婦の合計年齢が80歳以下<br>・市内の賃貸住宅に住んでおり、実際に支払う家賃の月額が4万円を超えていること                                     |        |
|                   | 中津川市若者定着促進事業(中津川で暮らそう家賃補助事業)   |    |    | ○  |     | 上限 単身世帯:月額1万円(令和3年3月まで)<br>二人以上の世帯:月額2万円(令和3年3月まで)                     | ・市内で働いていること<br>・転入時に40歳以下であること<br>・市内の民間賃貸住宅に住んでおり、実際に支払う家賃の月額が4万円を超えていること                                 |        |
|                   | 空き家再生リフォーム事業                   |    |    | ○  |     | 改修費用の1/2(上限40万円)   | ・市内にあり、危険空き家でない空き家<br>・市内の空き家を賃貸住宅として提供するためのリフォーム工事であること   |        |
|                   | 新規就農者住居助成                      |    |    | ○  |     | 家賃の1/2(上限:月額2万円)<br>(研修期間中)  | ・新たに市内で就農する方   |        |
|                   | 東濃検と飛騨の杉の家づくり支援事業              | ○  | ○  |    |     | 中津川市・高山市産材使用量1㎡あたり2万円<br>※新築 最大50万円<br>※増改築 最大20万円                     | ・主な構造材使用量のうち全体の60%以上が中津川市及び高山市産材であること  |        |
|                   | 若者定住促進住宅(35戸)                  |    |    |    | ○   |  | ・配偶者または婚約者がいる方<br>・年齢が35歳以下である方<br>・単身用あり(市内の事業所へ勤務している方又は勤務する見込みの方)                                       |        |
| UIターン者用住宅(6地域38戸) |                                |    |    | ○  |     | ・この住宅のある地域へ5年以内に定住を希望する方<br>・世帯用<br>・ご夫婦の年齢がともに40歳以下                   |  |        |
| 美濃市               | 美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助事業          |    |    | ○  |     | 改修費の1/2(上限200万円)   | ・伝統的な町並み保存<br>・中学生以下の子育て世帯又は新規就業者<br>・市外からの転入  | ○      |
|                   | 新婚世帯家賃補助金交付制度                  |    |    | ○  |     | 月額1万円<br>・当初の2年間   | (1) 婚姻の届け出から2年以内の夫婦である。<br>(2) 夫婦とも40歳未満である。<br>(3) 市内の民間賃貸住宅に居住している。<br>(4) 家賃月額が4万円以上。<br>(5) 市税を滞納していない |        |
|                   | 美濃市賃貸共同住宅等建築奨励事業               |    |    | ○  |     | 固定資産税相当額<br>・当初5年間   | ・アパート建築への奨励金   |        |
|                   | 美濃市優良宅地供給促進奨励事業                |    |    | ○  |     | ・道路工事費の1/2(上限50万円/区画)<br>・50万円/棟                                       | ・宅地造成時の道路工事への奨励金<br>・転入者に対し、住宅建設を促した仲介業者への奨励金  |        |
|                   | 結婚新生活支援事業                      | ○  | ○  | ○  | ○   | 1世帯当たり 最大30万円(新婚に伴う住居費や引越費用の一部を補助)                                     | 令和2年4月1日～令和3年3月31日までに婚姻し、①婚姻日における年齢夫婦共に34歳以下②夫婦の年間所得が340万円以下など   |        |
| 瑞浪市               | 【新規】移住促進奨励金交付事業                | ○  | ○  |    |     | 新築、中古ともに30万円   | 2020年1月2日以降に市内で新築住宅や中古住宅を取得した2020年1月2日以降の転入者に、市内協力加盟店舗で利用可能な商品券を3年間に分けて交付。                                 | ○      |
|                   | 三世代同居・近居世帯定住奨励金交付事業            | ○  | ○  |    |     | 対象経費の1/2(上限25万円)<br>※新築もしくは増・改築に係る工事請負契約金額または、売買契約金額が20万円以上であること       | 2020年12月31日までに、新たに三世代同居または近居をするために住宅を取得した者、または、増改築をした物件の所有者を対象に、市内協力加盟店舗で利用可能な商品券を5年間に分けて交付。               |        |
|                   | 空き家等改修補助金交付事業                  |    |    | ○  |     | 対象経費の1/2(上限100万円)<br>※居住に係る10万円以上の改修工事であること                            | 瑞浪市空き家・空き地バンクに登録された空き家等物件を購入または賃貸借契約を締結した契約者もしくは契約見込み者が市内の建設事業者を利用して行う改修工事に対して補助を行う。                       |        |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|       | 事業名                                   | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他 | 補助額(上限)   | 主な要件  | 空き家バンク |  |
|-------|---------------------------------------|----|----|----|-----|---|---|--------|--|
| 恵那市   | 定住促進奨励金                               | ○  |    |    |     | 25万円  | 市内で新築住宅を取得し、市外から直接転入した者   | ○      |  |
|       | 空き家バンク活用支援補助金<br>(空き家改修事業を改正 R1.10.1) |    | ○  |    | ○   | ①改修費の1/2(上限150万円) ②家財道具処分経費の1/2(上限10万円) ③登記手続き費用の1/2(10万円)                            | ①空き家バンク登録物件を住居として活用するために改修する場合。②空き家バンク登録物件成約後、家財の片付けをする場合/空き家バンクに登録予定物件の家財の片付けをする場合 ③空き家バンクに物件を登録するために登記手続きをする場合      |        |  |
|       | 子育て世帯等宅地購入応援事業                        | ○  | ○  |    |     | 購入費の1/10を補助(最大50万円)   | 夫婦の合計満年齢が80歳以下または16歳未満の子供がいる。   |        |  |
|       | 同居・近居応援事業                             | ○  | ○  |    |     | 購入、改修費の1/10を補助(最大50万円)  | H28.4.1～R3.3.31に建物登記を実施し、親と同居・近居開始  |        |  |
| 美濃加茂市 | 住宅工事等補助事業制度                           |    |    | ○  |     | 改修費の20%相当を補助(上限10万円)  | ・市内に住居登録があり、住宅工事を行う住宅の所有者かつ居住者が対象で<br>・工事費が20万円以上(消費税含む)となる工事<br>・市内に本社を有する法人や市内で事業を営む個人事業者(美濃加茂市に住居登録がある個人)に依頼して行う工事 | ○      |  |
| 土岐市   | 定住促進奨励金                               | ○  | ○  |    |     | 25万円  | ・新築・中古住宅を取得した市外からの転入者で50歳以下の方   | ○      |  |
|       | 空き家リフォーム補助金                           |    | ○  |    |     | 改修費の1/2(上限100万円)  | ・空き家バンク登録物件を利用する方   |        |  |
| 各務原市  | DIY型空き家リノベーション事業                      |    | ○  | ○  |     |   | 賃貸住宅でDIYをして自分らしい暮らしをしたい方  |        |  |
| 可児市   | 住宅新築リフォーム助成事業                         | ○  | ○  |    |     | 工事費の10%(上限10万円・千円未満切捨て)<br>・地域通貨(K-money)で交付  | ・市民および転入者が市内施工業者で行う工事   | ○      |  |
| 山県市   | 住宅等取得祝金事業                             | ○  | ○  |    |     | 山県まちづくり振興券(1棟10万円)  | ・床面積50㎡以上<br>・市外からの移住者<br>・市内居住者の場合市内建設業者の施工  | ○      |  |
|       | ふるさと暮らし奨励金交付事業                        | ○  | ○  |    |     | 住宅の新築、増築費用の1/10以内(限度額20万円)<br>空家取得費用の1/2～1/5以内(限度額50万円)<br>空家改修費用の1/2～1/5以内(限度額100万円) | ・多世代同居・近居をしている、する者<br>・床面積50㎡以上(改修を除く)<br>・100万円以上の費用<br>・3年以上居住する意思がある<br>・自治会加入の意思がある                               |        |  |
|       | ぎふ山県市田舎暮らし空家活用支援事業補助金                 |    |    | ○  |     |   | 住宅取得費(土地代含む)の1/2以内(限度額50万円)<br>空家バンク未登録物件は1/4   |        | 【共通】<br>・単身者を除く<br>・3年以上居住の意思がある<br>・自治会に加入し、地域住民との交流が図れる者である                              |
|       |                                       |    |    | ○  |     |   | 住宅改修費の1/2以内(限度額100万円)<br>空家バンク未登録物件は1/4   |        | 【空家取得・改修】<br>・50㎡以上の空家かつ取得費及び改修費の合計額が50万円以上(改修にあっては市内業者での施工に限る)<br>【空家賃貸】<br>・交付期間は12カ月が限度 |
|       | 結婚新生活支援事業                             | ○  | ○  | ○  | ○   | 限度額 24万円(住居費及び引越費用の一部を助成)   | 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に婚姻し、夫婦の所得を合計した金額が340万円未満で、夫婦共に34歳以下の世帯  |        |  |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|            | 事業名                | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他                       | 補助額(上限)   | 主な要件   | 空き家バンク |
|------------|--------------------|----|----|----|---------------------------|---|--|--------|
| 飛騨市        | 住宅新築・購入支援助成金       | ○  | ○  |    |                           | (基本額) ①住宅取得額1千万円未満 10万円<br>②1千万円～2千万円 20万円<br>③2千万円以上 30万円<br>(加算額) ①転入世帯 50万円<br>②市内業者の新築施工 20万円<br>③移住世帯の住宅改修工事費の1/3(上限100万円) | 市内に定住する目的で住宅を取得する方ただし、取得期間は、令和3年3月31日まで  | ○      |
|            | 住宅性能向上リフォーム補助金     |    | ○  |    |                           | 改修費の20%(上限20万円)<br>300万円以上のローン返済を組んだ場合3万円を加算  | 市内居住個人住宅、市内業者による施工、30万円以上の工事、性能向上リフォームを含む工事である事。                                 |        |
|            | 賃貸住宅家賃補助金          |    |    |    | ○                         | 家賃の1/2以内(上限月額①転入者2万円・②新婚世帯1万円)<br>・当初3年間  | ①転入者…転入日より1年以内の申請<br>②新婚世帯…婚姻1年以下、いずれもが公務員以外の世帯。                                 |        |
|            | 起業化促進補助金           |    |    |    | ○                         | 起業経費の2/3以内(上限100万円)<br>第二起業経費の1/5以内(上限100万円)<br>店舗等家賃の1/3以内(上限年度20万円、複数年度は計40万円)<br>・当初2年間                                      |  |        |
| 本巣市        | 【新規】もと暮らし応援補助金     | ○  | ○  |    |                           | 住宅の固定資産税課税標準額の1/20(上限30万円)<br>転入世帯員1人につき10万円を加算   | ・市内に住宅を新築、建替、または購入(建売・中古)した者<br>・住宅の所有者が住宅に初めて固定資産税を賦課されたこと。ほか                   |        |
|            | 三世同居・近居住宅支援補助金交付事業 | ○  | ○  |    |                           | 新築、購入(中古を含む)、改修費用の1/10以内(上限50万円)<br>18歳未満がいる場合は、10万円/人を加算   | ・3年以上居住する意思がある者<br>・改修は市内業者が行う100万円(税込)以上の工事                                     |        |
|            | 空き家改修補助金           |    | ○  | ○  |                           | 売買物件:対象経費の1/2(上限35万円)<br>賃貸物件:対象経費の1/2(上限70万円)  | ・空き家バンク登録物件<br>・3年以上居住する意思がある者<br>・売買契約または賃貸借契約を行った相手が、補助対象者の配偶者若しくは2親等以内の親族でない者 |        |
|            | 空き家家具道具処分等補助金      |    |    |    | ○                         | 上限10万円  | ・空き家バンク登録物件で、売買もしくは賃貸が成約した物件<br>・売買契約または賃貸借契約を行った相手が、補助対象者の配偶者若しくは2親等以内の親族でない者   | ○      |
|            | 結婚新生活支援補助金         | ○  | ○  | ○  | ○                         | 上限30万円(住居費及び引越費用の一部を助成)<br>住宅賃料:上限2万5千円(月額1/2)  | ・世帯所得340万円未満の新規に婚姻した世帯   |        |
|            | 住宅リフォーム助成事業        |    | ○  |    |                           | 工事費の1/10(上限10万円)  | ・市民で住宅の所有者であり、現に居住している者<br>・税込20万円以上の工事で交付決定後の着工<br>・市内工事業者を利用                   |        |
| 水鳥団地宅地無償分譲 | ○                  |    |    |    | 6年間無償で貸付(貸付期間終了後、宅地を無償譲渡) | ・夫婦のどちらかが満50歳未満の方、または18歳未満の同居親族を有する満50歳未満の方<br>・市外及び市内南部地域の在住者<br>・公租公課の滞納がない方  |  |        |
| 郡上市        | 市産材住宅建設等支援奨励金      | ○  | ○  | ○  |                           | 住宅新築・購入 10万円(加算制度あり。最大50万円)<br>店舗新築 40万円(市産材 80%以上)<br>増改築 2万円/㎡(上限20万円)<br>リフォーム 2千円/㎡(上限20万円)                                 | ・住宅新築・購入は、転入後10年以内の者<br>・増改築、リフォームは、市産材の使用量により算出                                 |        |
|            | 空き家等活用改修費補助金       |    | ○  | ○  |                           | 改修費の1/3(上限30万円)   | ・空き家バンクの登録物件等<br>・市外からの転入者(転入して1年以内の者も含む)  |        |
|            | 三世同居等支援住宅補助金       | ○  | ○  |    |                           | 新築・購入:新築・購入費の1/2(最大25万円)<br>改修:改修費の1/2(最大15万円)<br>※市内事業者と契約して住宅取得や改修を行った場合、上限額を倍額に引き上げ。   | ・新たに三世同居または住宅の距離が直線300m以内で三世代が近居を始めること<br>・孫が中学3年生以下であること                        | ○      |
|            | 空き家等活用地域振興補助金      |    |    |    | ○                         | 改修費及び事業効果を促進するためのソフト事業に要する経費の10/10(一軒当たり上限300万円)  | ・空き家等を活用することにより、まちづくり活動の活性化、移住人口の増加等の推進を図る団体(一定の要件あり)                            |        |
|            | 空き家家具道具等処分費補助金     |    | ○  |    | ○                         | 空き家の家具道具等を処分や搬出にかかる経費の1/2(上限10万円)   | ・空き家の所有者が、空き家バンクへの登録を行い、以降移住者等の利用に期すこと。  |        |
|            | 郡上市就職促進家賃助成事業補助金   |    |    |    | ○                         | 家賃の1/2(上限月額2万円)<br>・最長3年間   | 1.55歳以下<br>2.市内企業に就職し、転入から1年以内<br>3.月額30,000円以上の家賃                               |        |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|      | 事業名                   | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他 | 補助額(上限)   | 主な要件  | 空き家バンク |
|------|-----------------------|----|----|----|-----|---|---|--------|
| 下呂市  | U・I・Jターン促進家賃助成事業補助金   |    |    | ○  |     | 家賃の1/2(上限月額2万円)<br>・支給開始から2年間   | ・U・I・Jターン就職<br>・55歳未満<br>・転入後6ヶ月以内  | ○      |
|      | 移住促進住宅購入費等助成事業補助金     | ○  | ○  |    |     | 住宅新築補助<br>・費用の1/10(上限100万円)<br>中古住宅購入費補助<br>・費用の1/5(上限50万円)<br>住宅改築補助<br>・費用の1/2(上限30万円)  | ・U・I・Jターン<br>・50歳未満<br>・転入後2年以内に工事又は売買契約が完了する者。(H27.4.1以降に転入)<br>・新築・改修について市内に本店を有する業者と工事契約の締結・施工 |        |
|      | 下呂の森が育んだ木の家推進事業       |    |    |    | ○   | 新築タイプ<br>地域材使用量(構造材及び羽柄材)に応じ1立方メートルあたり15,000円を補助〔万円未満切り捨て〕(1棟あたりの上限500,000円)<br>増築タイプ<br>増改築にかかる経費の1/3を補助(木工事にかかる工事費に限る。)[万円未満切り捨て](1棟あたりの上限250,000円) | 下呂市の地域材を一定量以上使用して居住用(増改築タイプの内外装木質化は店舗も含む)の木造住宅を新築又は増改築される建築主に対して、地域材使用にかかる費用の一部を助成します。            |        |
| 海津市  | 定住奨励金交付事業             | ○  | ○  |    |     | 固定資産税(家屋120㎡までの床面積相当額)<br>・当初3年度分<br>・地域商品券   | ・市外からの転入者<br>45歳以下  |        |
|      | 住まいる三世帯同居・近居世帯定住支援事業  | ○  | ○  |    |     | 対象費用の1/3(上限18万円)<br>・当初3年度分<br>・地域商品券   | 新たに三世帯同居又は近居をする世帯で親世帯若しくは子世帯のいずれか一の世帯が所有する住宅の改築やリフォーム工事の実施や新築・増築・中古住宅を取得する者                       |        |
| 岐南町  | 感震ブレイカー設置普及事業         |    |    |    | ○   | 設置費用の1/2(上限3万円)<br>ただし新築の場合は1万円   | ・既存住宅もしくは新築時に感震ブレイカーを設置するもの   |        |
| 養老町  | 養老町若者定住マイホーム取得支援事業補助金 | ○  | ○  |    |     | ①I・Jターン 30万<br>②Uターン 25万  | ①世帯全員が、転入日より前に町内に住所を有したことがない世帯<br>②転入時点において、町外へ転出してから2年以上経過する者で、定住の意志をもって、本町へ再度転入する者を含む世帯         | ○      |
|      | 養老町三世帯同居・近居住宅取得支援補助金  | ○  | ○  |    |     | 限度額30万(申請日の属する会計年度の初日の前日以前から引き続き三世帯同居をしている場合は25万)   | 町内で親、子、中学生以下の孫等を基本とする三世帯以上の直系親族が同居または近居(直線距離で2km以内)する世帯   |        |
|      | 養老町空き家利活用促進事業補助金      |    | ○  | ○  |     | 上限30万円(基本補助:補助対象費の1/6(上限10万)、加算補助:町外からの転入者に10万、中学生以下の子ども1人につき5万、町空き家・空き地バンクに登録している物件をリフォームして利活用する場合5万)  | ・町の空き家バンクに登録されている物件<br>・町の空き家の実態調査において把握している物件  |        |
| 垂井町  | 垂井町住宅リフォーム促進事業        |    | ○  |    |     | ・工事費の20%<br>限度額 町内業者50万円、町外業者30万円   | ・自己の居住する住宅について工事を行うこと<br>・三世帯同居には加算(10万円限度)   |        |
| 関ヶ原町 | 民間分譲宅地開発支援奨励金制度       |    |    |    | ○   | 50万円/区画   | 新たに一戸建て分譲用宅地を宅地開発する民間事業者への助成  | ○      |
|      | 空き家リフォーム補助金           |    | ○  | ○  |     | 住宅改修費の1/2(上限30万円)   | 空き家バンク登録物件  |        |
|      | 空き家家具道具等処分補助金         |    |    |    | ○   | 処分費用の1/2(上限10万円)  | 空き家バンク登録物件  |        |
|      | 親・子世帯同居住宅リフォーム補助金     |    | ○  | ○  |     | 住宅改修費の1/2(上限30万円)   | 親世帯が町内に3年以上居住しており、子世帯が町内に転居し同居する場合など  |        |
|      | 移住定住促進住宅支援事業補助金       | ○  | ○  |    |     | 基本補助額:住宅取得費用の1/10(上限15万円)、移住加算額:15万円、若年層世帯加算額:15万円、子育て世帯加算額:18歳未満の子1人につき3万円   | 新たに住宅を取得する場合  |        |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|                 | 事業名                    | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他            | 補助額(上限)  | 主な要件  | 空き家バンク |
|-----------------|------------------------|----|----|----|----------------|--|---|--------|
| 神戸町             | 定住促進奨励事業               | ○  | ○  |    |                | 0.3万円/m <sup>2</sup> (上限45万円)  |   |        |
|                 | 住宅改修助成金制度              |    |    | ○  |                | 対象となる工事費の20% (上限20万円)<br>町内の施工業者の場合は1割加算。  | ①耐震補強と併せて行う改修<br>②バリアフリー、省エネ、環境対策と併せて行う改修<br>③子育て世帯、三世帯同居<br>④新たな多世帯同居<br>⑤空き家に居住するため |        |
|                 | 三世帯同居支援奨励金制度           | ○  | ○  |    |                | 町外からの転入30万円<br>町内での転入20万円  | 親又は子及び孫が住民票異動を伴う転居を行い、新たに親と子と孫が同居を始める方。   |        |
|                 | 移住定住者のための養老鉄道定期券購入助成事業 | ○  | ○  |    |                | 6ヶ月定期販売価格から5,000円を引いた額(上限: 通勤定期57,000円、通学定期24,970円)  | 町外からの転入者で神戸町定住促進奨励金を受けた方のうち町内の養老鉄道の駅周辺に居住する方  |        |
| 輪之内町            | 三世帯同居・近居助成事業           | ○  | ○  |    |                | 住宅取得補助金・リフォーム補助金ともに補助対象経費の1/10。上限30万円  | 親が3年以上町内居住<br>対象世帯は、1年以上町外に居住した後に町内へ転入した者または町内の集合住宅に居住している者で転入後3年を経過しない者。             |        |
|                 | [新規]住宅建設支援事業           | ○  |    |    |                | 住宅に課される固定資産税軽減税額相当分。3年間  | 住宅の新築若しくは住宅の建替え又は住宅の購入をした者(住宅の増築、改築、相続若しくは贈与による取得を除く)                                 |        |
| 安八町             | 定住促進住宅取得助成金制度          | ○  | ○  |    |                | 基本助成金(町外からの移住者5万円、町内で取得3万円)<br>※中古住宅は基本助成金半額<br>加算金(配偶者2万円、中学生以下の子ども1人につき2万円、親と同居3万円)                        | 町内に住宅を取得した方   |        |
| 揖斐川町            | 新築住宅建設等奨励金制度           | ○  | ○  |    |                | 基本額10万円<br>・加算制度あり   |   |        |
|                 | 新築住宅に対する固定資産税の減免制度     | ○  |    |    |                | 固定資産税の1/2(家屋120㎡までの床面積相当額)<br>・当初3年間   |   |        |
|                 | 住宅改修等奨励金制度             |    |    | ○  |                | 改修費の5/100(基本上限5万円)<br>・加算制度あり  | ・建築後1年以上経過した住宅で、改修費50万円以上に限る  |        |
|                 | 田舎暮らし住宅活用奨励金制度         |    |    | ○  |                | 改修費の1/2(上限10万円)<br>・加算制度あり<br>清掃費の1/2(上限5万円)   | ・空き家バンク制度登録物件<br>・3年以上居住が条件   | ○      |
|                 | 賃貸住宅家賃助成奨励金制度          |    |    | ○  |                | (家賃-4万円)×1/2以内(上限月額1万円)<br>・加算制度あり<br>・12ヶ月間分  | ・町内の民間賃貸住宅に3年以上居住することが条件  |        |
|                 | 民間分譲戸建住宅建設奨励金制度        |    |    |    | ○              | 30万円/棟(加算制度あり)   | ・分譲戸建住宅を新築した民間事業者への助成   |        |
|                 | 民間分譲宅地開発支援奨励金制度        |    |    |    | ○              | 10万円/区画(加算制度あり)  | ・戸建用の宅地の分譲開発を行う民間事業者への助成  |        |
| 民間賃貸集合住宅建設奨励金制度 |                        |    |    | ○  | 10万円/戸(加算制度あり) | ・賃貸集合住宅を新築した民間事業者への助成  |   |        |
| 大野町             | 新築住宅定住奨励事業             | ○  |    |    |                | 固定資産税相当額(上限10万円)<br>・当初5年間   |   |        |
|                 | 【新規】大野町空家等改修補助金交付事業    |    |    | ○  |                | 改修費用の1/2(空家所有者最大50万円、空家購入者最大100万)<br>・条件あり<br>・加算制度あり  | 空家バンク制度登録物件<br>5年以上居住が状況<br>・その他条件あり  | ○      |
| 池田町             | 池田町空き家改修定住促進事業補助金      | ○  | ○  |    |                | 改修費の10/10(上限30万円。宮地地区(宮地小学校区)の空き家については上限45万円。)加算制度(子育て加算金:2万円/人)あり。<br>・宮地地区(宮地小学校区)の新築については、加算制度のみ対象。       | ・町の調査等で把握している空き家物件であること<br>・子育て加算金は18歳まで  |        |
| 北方町             | 定住奨励金交付事業              | ○  |    |    |                | 固定資産税相当額<br>・当初5年間   | ・令和2年で終了(令和3年1月1日までに新築住宅に入居した方が対象)  | ○      |
| 富加町             | 定住促進奨励金事業              | ○  | ○  |    |                | 新築住宅建設奨励金<br>・町内建築業者で建築及び購入した新築住宅:30万円<br>・町内建築業者以外で建築及び購入した新築住宅:10万円<br>住宅取得奨励金<br>新築住宅に課せられた固定資産税相当額:当初3年間 | ・本町の自治会に加入し、交付決定の日から5年以上定住することを誓約できること<br>・平成28年4月1日以降に工事請負契約書又は売買契約を締結した新築住宅に適用      | ○      |

## 令和2年度 住宅取得等に対する支援策(市町村別)

|      | 事業名               | 新築 | 中古 | 賃貸 | その他 | 補助額(上限)  | 主な要件  | 空き家バンク |
|------|-------------------|----|----|----|-----|--|---|--------|
| 川辺町  | 定住促進助成金           | ○  | ○  |    |     | 基本額10万円(最大25万円)<br>・加算制度(世帯内の高校生以下の子ども1人につき5万円)  | ・新築もしくは建築後3年以内の建売、中古住宅等   | ○      |
|      | 空き家バンク登録物件改修事業補助金 |    |    | ○  |     | ・改修費及び家財処分費の1/2(上限100万円)   | ・空き家バンク制度登録物件、かつ、5年以上居住が条件  |        |
| 七宗町  | 移住定住奨励金           | ○  | ○  | ○  |     | 新築:町内事業者新築100万円、町外事業者新築50万円<br>●中古:50歳以下50万円、51歳以上25万円<br>●改修:改修費用の1/3(上限50万円)<br>賃貸:家賃の1/2(上限月額1.5万円)当初3年間<br>○固定資産税減免1/2(当初3年間)  | ●(中古、改修の場合)町外からの転入者・空き家バンク登録物件<br>○新築増築・中古住宅の取得(当初3年間)  | ○      |
| 八百津町 | 空家バンク登録促進補助金      |    |    | ○  | ○   | 20万円(費用の1/2)   | 空き家バンク登録物件の成約の際、家主に対し空家の片付け費用の1/2を負担(産廃業者利用を条件とする)  | ○      |
|      | 空き家改修補助金          |    |    | ○  | ○   | 改修費用の1/2(上限100万円)  | 町外からの移住者で、空き家バンク登録物件を賃借、購入された方  |        |
|      | 新婚世帯家賃等補助金事業      |    |    |    | ○   | ①賃貸住宅の家賃月額一万円を24ヶ月を限度に補助します。②夫婦それぞれの引越し費用を補助します。(24万円限度)①②いずれかの補助。   | (1)婚姻の届け出から2年以内の夫婦である。<br>(2)夫婦とも40歳未満である。<br>(3)市内の民間賃貸住宅に居住している。<br>(4)家賃月額が4万円を超えている。<br>(5)町税を滞納していない |        |
| 白川町  | 住宅取得等支援事業         | ○  | ○  | ○  |     | ◎新築住宅<br>基本額50万円、県産材加算30万円、水道加算45万円、子育て加算10万円/人<br>◎中古住宅<br>・購入費の1/2以内(上限30万円)<br>中学生以下の子ども1人につき10万円加算<br>・改修費150万円以上で50万円の補助金<br>・水道加算45万円<br>・家賃の1/2以内(上限月額1.5万円、36ヶ月まで)<br>中学生以下の子ども1人につき月2千円加算 | ・町内在住者、1年以内の移住者<br>・改修等は町内施工業者<br>・子育ては加算は中学生まで<br>・実家改修も新婚、Uターンの場合に対象<br>・中古住宅は空き家バンク登録が対象               | ○      |
| 東白川村 | 定住支援事業            | ○  | ○  | ○  |     | 新築:新築費(上限150万円)<br>中古:改修費(上限130万円)<br>賃貸:月額1万円<br>・加算制度あり  |   | ○      |
|      | 空き家対策事業           |    |    | ○  |     | 改修費の1/2(上限30万円)<br>別途制度あり  |   |        |
| 御嵩町  | 空き家家財道具等処分費補助金    |    |    |    | ○   | 処分費用の1/2(上限10万円)   | 空き家バンク登録物件  | ○      |
| 白川村  | 空き家再生活用事業         |    | ○  | ○  |     | 中古:購入費の1/3(上限100万円)、改修費の1/2(上限300万円)<br>賃貸:家賃の1/3(上限月額1.5万円)<br>・当初3年間   |   | ○      |